

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-025

大 政事外外儀官
人務務 典房
次次
臣秘官官密審長長

⑦経外査即 博代表
人大 密位
使使研審準

総総対文⑤厚情ふ
括 察察人⑥在儀警史

例 報 官
参 報 際 内 外

文 長
審 一 二

修 長
参 政 保 対 旅 外

長
⑤地中東
⑤⑩東西

北米長
審 一 二 保 地

中 南 長
参 一 二

欧
審 西 ソ 洋
西 東

近ア長
参 一 二 ア ア

経
次 総 経 途 博
密 経 漁 国

長
参 経 エ 国
安 永

参 海 審 準

経 協 長
審 関 国 開 無
参 訓 有 理

長
審 条 協 規

国 長
審 政 経 入
密 軍 社

科 密
科 原

信 調 長
参 信 調
企 安

総 番 号 R200250

主 管

月 5日

韓 国 発

亜 北

平成 2年 10月 5日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓ひ爆者拋出金の拋出手続

秘密指定解除
公文書監理室

第3344号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO2014-01）

秘密指定解除

公文書監理室

貴電ア北第1471号に関し、

1、本件在韓被爆者拠出金に関し、外務部東北亜1課に対し、韓国政府との間の口上書の案文、及び大韓赤十字社との間の合意書の案文を手交し、拠出手続きの取り進め方につき協議していたところ、5日先方より次のとおり申し越した。

(1) 本件拠出金の目的及び右を韓赤に実施させること等については、昨年10月26日付けの口上書により政府間で確認済みであり、今回改めて同一内容の口上書を交換する必要はないのではないかと考える。

(2) 韓赤との書簡交換については、いずれにせよ外務部が窓口となり取り進めることとするが、口上書の省略につき日本側にて検討していただきたい。

2、については口上書省略の可否につき至急検討の上、結果回電願いたい。

(了)